

平成 22 年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に
関する法律案要綱

歳入歳出の決算上の剰余金のうち 2 分の 1 を下らない金額は、公債
又は借入金の償還財源に充てなければならないと定めている財政法第
6 条第 1 項の規定は、平成 22 年度の剰余金については適用しないこ
ととする。